平成２６年７月　日

**資料４**

尾道市長　平谷　祐宏　様

尾道市公立大学法人評価委員会

委員長　堂　本　時　夫

意　見　書

剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認申請について、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第４０条第５項の規定に基づく尾道市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法第４０条第３項の規定に基づき申請された、剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認については、適当である。

なお、剰余金の使途については、公立大学法人尾道市立大学の特色ある取組みに使用されることが望ましい。